

複写料金に関する件

(昭和六十一年八月二十八日国立国会図書館告示第一号)

改正 昭和六十三年一月六日国

同六十三年七月二十八日同立成元三

平成元年三月二十三日同

同三年六月十一日同

同 月 九 年 十 二 月 一 日 同

同
十
一
年
十
月
二
十七
日
同

同十二年三月二十四日同

同十二年五月二日同

同十四年三月三十一日同

十四年五月七日同

同十四年九月三十日同

同十九年十月四日同

同十九年九月二十八日同
二十二年一月二十二日同

同二十三年七月一日同

同二十三年十二月二十七日同

同 二十四年十二月 十七日同

同二十五年十二月二十七日同

同二十八年一月二十日同

同二十八年十一月二日同

同上 三十年四月三日同

同 令和元年七月一日同
二年十二月 二日同

同二年十二月七日同三年九月一日同

同月三日正月十九日同

同上
六年三月二十五日同上

同七年六月三日同

(基本料金)

国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十一条第二

項に規定する複写料金のうち、基本料金の額は、次の表に掲げる
とる。とする。

複写物の種類等		電子式複写による印画									
マイクロ資料からの印刷出力によ		機械可読資料等の印刷出力による印画									
カラード	カラード以外のもの	カラード			カラード			カラード			カラード
A四	A三	B四	A四	A三	B四	A四	A三	B四	A四	A三	A四
一枚につき二十八円	一枚につき十六円	一枚につき十六円	一枚につき十六円	一枚につき二十八円 (八十円)	一枚につき二十八円 (五十円)	一枚につき二十八円 (四十五円)	一枚につき二十八円 (三十三円)	一枚につき百十六円	一枚につき百十六円	一枚につき四十三円 (十六円)	一枚につき二十六円 (十六円)

成 像 の 記 録 の 作 成		マイクロ資料からの 電子式引伸印画		撮影した画 像の印刷出 力による印 画		撮影した画 像の印刷出 力による印 画		マイクロ資料からの 電子式引伸印画		一枚につき二十八円	
撮影	マイクロ資料 からの読み取り	マイクロ資料 からの読み取り	マイクロ資料 からの読み取り	紙資料からの 撮影した画像を複製した光 ディスクの作成	マイクロ資料 からの読み取り	一枚につき百六十円	一枚につき百六十円	一枚につき百六十円	一枚につき百六十円	一枚につき二十八円	一枚につき二十八円
				一枚につき五百三 十円	一枚につき五百三 十円	一枚につき五百三 十円	一枚につき五百三 十円	一枚につき五百三 十円	一枚につき五百三 十円	一枚につき五百三 十円	一枚につき五百三 十円
				一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円
				一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円
				一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円	一枚につき百九十六円

電子情報の複製した電磁的記録の作成	画像一コマにつき五十七円
-------------------	--------------

注一 この表において「A四」、「A三」、「A二」又は「B四」

「」とは、それぞれ日本産業規格A列四番、日本産業規格A列三番、日本産業規格A列二番又は日本産業規格B列四番の大

きさの用紙をいう。

二 電子式複写による印画の項中括弧内の金額は、国立国会図

書館関西館の利用者が同館に設置された複写機を自ら操作して国立国会図書館の収集資料の複写物を作成した場合における基本料金を示す。

三 この表において「電子情報」とは、国立国会図書館資料利

用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号。以下「規則」という。）第二条第二号に規定する電子情報をいう。

四 この表において「機械可読資料等」とは、機械可読資料及び電子情報をいう。

五 機械可読資料等の印刷出力による印画の項中括弧内の金額は、規則第四十八条第一項から第三項までに規定する資料の複写の申込みを受けて複写を行った場合における基本料金を示す。

六 この表において「光ディスク」とは、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクをいう。
(裏写りの防止に係る費用)

2 複写する資料に裏写りを防ぐための用紙を挿入することを希望する者は、当該用紙一枚につきその挿入に係る費用十四円を負担

しなければならない。

(画像加工に係る費用)

3 光ディスクを作成する場合において、撮影した画像の複数のコマを統合する加工を希望する者は、光ディスクの作成に係る費用に加え、加工後の画像一コマにつきその処理に係る費用百八十五円を負担しなければならない。

(郵送等に要する費用)

4 郵送等（郵便又は宅配便による送付をいう。以下同じ。）により複写物の引渡しを受けようとする者は、郵送等に要する費用を負担しなければならない。

5 前項の郵送等に要する費用とは、送料（郵便料金又は宅配便料金をいう。）に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める料金を加えたものをいう。

一 国内の郵送等の場合 郵送等一件につき、複写物の発送事務手数料三百五十円

二 外国への郵送等の場合 郵送等一件につき、複写物の発送事務手数料に複写料金請求書の郵便料金を加えた額四百八十円

(補償金相当額の負担)

6 規則第四十条第三号に掲げる場合に行う複写を申し込んだ者は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第五

項に規定する補償金に相当する額（次項において「補償金相当額」という。）を負担しなければならない。

(消費税等相当額の負担)

7 第一項に規定する基本料金、第二項に規定する裏写りの防止に

係る費用、第三項に規定する画像加工に係る費用、第四項に規定する郵送等に要する費用及び前項に規定する補償金相当額を支払う者は、郵送等により外国で複写物の引渡しを受ける場合及び外国に住所又は居所を有する者が電気通信回線を通じて複写物の提供を受ける場合を除き、第一項に規定する基本料金、第二項に規定する裏写りの防止に係る費用、第三項に規定する画像加工に係る費用、第五項第一号に掲げる料金及び前項に規定する補償金相当額の合計額に消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条に定める税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）並びに消費税額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三に定める税率を乗じて得た金額の合計額（当該合計額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する額を負担しなければならない。

(複写料金の授受に係る手数料の負担)

8 銀行その他の金融機関又は第一項から第四項まで、第六項及び前項に規定する複写料金の請求の際に指定する店舗を利用して複写料金を支払おうとする者は、銀行その他の金融機関又は当該店舗における当該複写料金の授受に係る事務のために必要な手数料を負担するものとする。

(自写料金)

9 国立国会図書館の収集資料を自らの機器を用いて複写した者からは、当分の間、複写に係る料金を徴収しない。

附 則

1 この告示は、昭和六十一年九月一日から施行する。

2 国内からの申込に係る複写料金に関する件（昭和四十七年国立国会図書館告示第二号）は、廃止する。

3 外国からの申込に係る複写料金に関する件（昭和五十七年国立国会図書館告示第二号）は、廃止する。

附 則（昭和六十三年一月六日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、昭和六十三年一月六日から施行する。

附 則（昭和六十三年七月二十八日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十三日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成三年六月十日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成九年三月十一日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年十二月一日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、国立国会図書館複写規程の一部を改正する規程（平成九年国立国会図書館規程第三号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成九年十二月一日）

附 則（平成十一年十月二十七日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年十一月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十二年四月四日から施行する。

附 則（平成十二年五月二日国立国会図書館告示第一号）

本件は、平成十二年五月六日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十四年五月七日国立国会図書館告示第二号）

（施行の日＝平成十四年四月一日）

この告示は、平成十四年五月七日から施行する。

附 則（平成十四年九月三十日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、改正後の複写料金に関する件第一項の規定は、同日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年十月四日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、平成十八年十月二十三日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、平成十八年十月二十三日以後に申込みを受理した複写について適用し、

同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年九月二十八日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年一月二十二日国立国会図書館告示第二号）

1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件第一項の規定は、平成二十二年四月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年七月一日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十七日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、平成二十四年一月六日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月十七日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成二十五年一月五日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十七日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十六年一月七日から施行する。

附 則（平成二十八年一月二十日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十一月二日国立国会図書館告示第三号）

1 この告示は、平成二十九年十一月二十九日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、平成二十八年十一月二十九日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年四月三日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、平成三十年七月一日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、平成三十年七月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月一日国立国会図書館告示第二号）

本件は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月七日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、令和三年一月四日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、令和三年一月四日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

附 則（令和三年九月一日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、令和三年十月一日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、令和三年十月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二十九日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、令和四年五月十九日から施行する。

附 則（令和六年三月二十五日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月二十日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の複写料金に関する件の規定は、令和六年四月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

附 則（令和七年六月三日国立国会図書館告示第一号）

1 この告示は、令和七年七月一日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、令和七年七月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月一日国立国会図書館告示第二号）

本件は、令和元年七月一日から施行する。